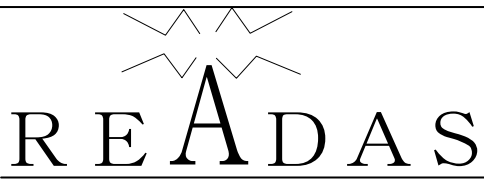


第 5491 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 6月17日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 役員からの借入

Q：業績が思わしくないため、社長からお金を借ります。この場合、無利息でも問題ありませんか。また、返済しないときはどうなりますか？

A：次のように取り扱われます。

【解説】

会社が、役員に対して金銭を貸し付けた場合は、相当の利息を收受しなければならず、無利息又は非常に低い利率の利息の收受しかないときは、通常收受すべき利息と実際に收受した利息との差額は、その役員に対する給与として課税されます。

しかし逆に、会社が役員から金銭を借り入れる場合は、相当の利息を支払わなければならないということではなく、無利息であっても特に問題はありません。つまり、役員個人が会社が無利息で金銭を貸し付けたとしても、利息収入について認定課税が行われることはありませんし、会社については、支払利息免除益と支払利息が相殺されることとなりますので、課税関係は生じることはありません。したがって、ご質問のように事業資金を無利息で貸借しても、税務上は問題ありません。

しかし、利息を支払わないからといって、借入金の元本を返済しないでもよいというわけではありません。金銭消費貸借契約書も作成せず、利息も支払わず、具体的な返済計画もなく、借入金の返済もないようなときは、事実認定により、会社が、役員から借入金相当額の贈与を受けたものとみなされる場合があります。注意してください。

